

埼玉県報



埼玉県発行

目次

本号で公布された条例のあらまし

一 本号で公布された条例のあらまし

二 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (地域政策課)

二 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

二 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例 (NPO活動推進課)

三 埼玉県立自然公園条例の一部を改正する条例 (自然環境課)

三 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)

三 墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 ()

四 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例 (建築指導課)

四 埼玉県警察本部組織条例の一部

を改正する条例 (警務課)

五 墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)

五 埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則 (政策調査課)

七 管理規程

八 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程 (経営管理課)

八 埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程 ()

八 告示

九 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (川越比企振興)

九 (川越比企振興東松山事務所)

九 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部振興)

一〇 特定非営利活動法人の設立に係る公告 ()

る公告 (北部振興)

一〇 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 ()

一一 救急病院等の申出の撤回 (医療整備課)

一二 狭山都市計画用途地域の変更の案の縦覧 (都市計画課)

一二 行田都市計画用途地域の変更の案の縦覧 ()

一二 羽生都市計画道路の変更の案の縦覧 ()

一二 羽生都市計画用途地域の変更の案の縦覧 ()

一二 県立誠和福祉高等学校外5校コンピュータ教室用機器等貸借に関する落札者等の公示 (高校改革推進室)

一二 教務事務システム開発業務委託に関する落札者等の公示 (高校教育指導課)

一二 総合捜査情報システムサーバの貸借に係る一般競争入札の公告 (会計課)

一二 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)

一四 ()

一四 一般国道百四十号の区域の変更 (秩父県土)

一五 県道蓮田白岡久喜線の区域の変更 (杉戸県土)

一五 開発行為に関する工事の完了公告 ()

〇 灯油の購入(十二月・一月分)に関する一般競争入札公告 (経営管理課) 一六

〇 選挙管理委員会の招集 (選管委) 一七

本号で公布された条例のあらまし

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第四十八号)(NPO活動推進課)

一 趣旨

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、社員の表決において電磁的方法による方法を追加するための改正

二 内容

社員総会に出席しない社員が書面表決に代えて、電磁的方法により表決ができるよう規定を整備する。

三 施行期日

平成二十年十二月一日

条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十三項第三号事務の欄2中「第五十五条第四項」を「第五十五条第七項」に改め、同欄3中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改め、同欄中13及び14を削り、12を14とし、6から11までを8から13までとし、同欄5中「第五十五条第五項並びに第六十八条第一項において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十七条第二項及び第八十三条」を「第五十五条第八項、第五十六条の六及び第五十六条の十一」に改め、同欄5を同欄7とし、同欄4中「第四十六条の四第三項第四号」を「第四十六条の四第七項第四号」に改め、同欄4を同欄6とし、同欄3の次に次のように加える。

4 法第四十四条第三項の規定による寄附行為の補充

5 法第四十六条の四第五項及び第六項の規定による選任

別表第十三項第四号事務の欄1及び同項第五号事務の欄1中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に、「第五十五条第五項並びに第六十八条第一項において準用する民法第七十七条第二項及び第八十三条」を「第五十五条第八項、第五十六条の六及び第五十六条の十一」に、「第六十八条第一項において準用する民法第五十六条及び第五十七条」を「第四十六条の四第五項及び第六項」に改める。

別表第四十一項事務の欄5中「法第五十五条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十三条」を「第五十四条の三」に改める。

附則

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十七号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

（埼玉県地方警察職員定数条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等に」を「公益的法人等に」に改める。

一 埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）第三条第一項第五号

二 埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）第二条第二項第七号

三 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）

第二項第六号

四 埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）第二条第二項第二号

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正）

3 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公

益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

- 一 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年埼玉県条例第八十号) 第四条第五号
- 二 埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年埼玉県条例第六号) 第二条第四項

(公益法人等に派遣された職員等の災害補償に係る処遇の特例に関する条例の一部改正)

- 4 公益法人等に派遣された職員等の災害補償に係る処遇の特例に関する条例(昭和五十五年埼玉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

例 公益的法人等に派遣された職員等の災害補償に係る処遇の特例に関する条例

第一条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第二条中「公益法人等に」を「公益的法人等に」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第三条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十八号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例(平成十年埼玉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条第一項中「第十四条において準用する民法第五十一条第一項(法人の設立の時に関する部分に限る。)、法」を「第十四条、」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「第十四条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)

第五十一条第一項(法人の設立の時に関する部分に限る。)、法」を「第十四条、」

に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。
第五条中「又は法」を「又は」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(社員の表決における電磁的方法)

第三条 法第十四条の七第三項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - 二 その他規則で定める方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

附則

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

埼玉県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十九号

埼玉県立自然公園条例の一部を改正する条例

埼玉県立自然公園条例(昭和三十三年埼玉県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)

第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

附則

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十号

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「社団法人日本動物園水族館協会」の下に「昭和四十年十一月二十二日に社団法人日本動物園水族館協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

附 則

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十一号

墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成十一年埼玉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「その他」の下に「法の施行について」を加える。

第二条第二号を次のように改める。

二 公益社団法人又は公益財団法人

第二条第三号中「規定する法人」の下に「であって、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの」を加える。

第三条ただし書を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号に次のただし書を加え、同号を同条第三号とする。

ただし、焼骨のみを埋蔵する場合、又は埋葬を行う場合であって公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

第三条第一号に次のただし書を加え、同号を同条第二号とする。

ただし、当該墓地の永続性の確保が妨げられないこと等により、県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

第三条に第一号として次の一号を加える。

一 当該墓地を経営しようとする者が所有する土地であること。ただし、当該墓地の永続性の確保が妨げられないこと等により、県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

第五条第一項中「墓地等の経営の許可又は墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可」を「法第十条に規定する許可(廃止の許可を除く。)」に改める。

第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(みなし許可に係る届)

第六条 法第十一条の規定により法第十条に規定する許可があつたものとみなされた場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。

(墓地等の名称等の変更届)

第七条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更があつた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 墓地等の名称

二 経営者の氏名又は住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)

三 その他規則で定める事項

附 則

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

2 改正後の第二条第二号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十二号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号を同条第十八号とし、同条第十六号中「昭和二十五年法律第二百二号」第十五条の十七第一項を「第十五条の六第一項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十六 別表都市整備部の項第六十五 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)号の二級建築士又は木造建築士の 第十条の二十第一項に規定する都道府県 指定登録機関 免許

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

第三条第十八号を同条第二十号とし、同条第十七号の次に次の二号を加える。

十八 別表都市整備部の項第六十七 建築士法第二十六条の三第一項に規定する 号の建築士事務所の登録の申請に 指定事務所登録機関 対する審査

十九 別表都市整備部の項第六十八 建築士法第二十六条の三第一項に規定する 号の建築士事務所の登録を受けて 指定事務所登録機関 いることの証明

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十一月二十八日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

2 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百一号を削り、第三百二号を第三百一号とし、第三百三号から第三百四十二号までを一号ずつ繰り上げる。

3 埼玉県証紙条例の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百一号及び第三百二号を削り、第三百三号を第三百一号とし、第三百四号から第三百四十一号までを二号ずつ繰り上げる。

埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十三号

埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例

埼玉県警察本部組織条例(昭和二十九年埼玉県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

本則第二号中(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)第三条第一項に規定する給付金に関する事。

附 則

この条例は、平成二十年十二月十八日から施行する。

規 則

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十七号

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成八年埼玉県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「寄附行為」を削る。

第四条及び第五条を削る。

第六条中「平成十一年埼玉県条例第六十五号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「様式第六号」を「様式第四号」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(みなし許可に係る届)

第五条 条例第六条の規定による届出は、様式第五号の墓地(火葬場)みなし許可

届を所轄保健所長に提出してしなければならない。

(墓地等の名称等の変更届)

第六条 条例第七条の規定による届出は、様式第六号の墓地(納骨堂・火葬場)の名称等の変更届を所轄保健所長に提出してしなければならない。

2 条例第七条第三号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 墓地等の所在地の表示

二 墓地の区画数(墓地の区域の変更を伴うものを除く。)

第七条中「墓地、埋葬等に関する法律施行条例第六条第一号」を「条例第八条第一号」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) 埼玉県 保健所長」に改める。

様式第四号及び第五号を削る。

様式第六号中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」とし、「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) 埼玉県 保健所長」及び「申請者」を「届出者」とし、「第5条」を「第5条第1項」に改め、同様式を様式第四号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第四号及び第五号を削る。

様式第五号(第5条関係)

墓地(火葬場) みなし許可届

年 月 日

(あて先)

埼玉県 保健所長

届出者

住所

氏名

法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

電話番号

下記のとおり墓地(火葬場)の経営の許可があったものとみなされたので、墓地、埋葬等に関する法律施行条例第6条の規定により届け出ます。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 3 墓地の区画数(火葬場にあつては、炬数)
- 4 工事完了(廃止) 予定年月日

様式第6号(第6条関係)

墓地(納骨堂・火葬場)の名称等の変更届

年 月 日

(あて先)

埼玉県 保健所長

届出者

住所

氏名

法人にあっては、その名称、主たる

事務所所在地及び代表者の氏名

電話番号

下記のとおり墓地(納骨堂・火葬場)の名称等の変更があったので、墓地、埋葬等に関する法律施行条例第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在及び地番
- 3 許可年月日及び許可指令番号
- 4 変更事項
変更前
変更後

附 則

- 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に生じた事由に係る改正前の第四条及び第五条の規定による届出については、なお従前の例による。

埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十四日

埼玉県議会議長 深井 明

埼玉県議会規則第一号

埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議会会議規則(昭和五十八年埼玉県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第十六章 議員の派遣(第八十四条)

第十七章 補則(第八十五条・第八十六条)」

を 「第十六章 協議又は調
第十七章 議員の派遣
第十八章 補則(第八

整を行うための場(第八十四条)

(第八十五条) に改める。

「第十六条・第八十七条)

第十七章中第八十六条を第八十七条とし、第八十五条を第八十六条とし、同章を第十八章とする。

第八十四条中「第一百条第十二項」を「第一百条第十三項」に改め、第十六章中同条を第八十五条とし、同章を第十七章とする。

第十五章の次に次の一章を加える。

第十六章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第八十四条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及

4 び招集権者を明らかにしなければならない。
協議等の場の運営その他必要な事項は、協議等の場において定める。ただし、議長が別に定めた場合は、この限りでない。
附則の次に次の別表を加える。
別表(第八十四条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
各会派代表者会議	議会全般の諸問題 に 関し 協 議 又 は 調 整 を 行 う こ と。	議長、副議長、議 会 運 営 委 員 の 選 出 会 派 の 代 表 者 並 び に 議 会 運 営 委 員 会 の 委 員 長 及 び 副 委 員 長	議長(議長の職務 を 行 う 者 が な い と き は、 議 会 事 務 局 長)
正副委員長会議	各委員会 の 共 通 事 項 の 取 扱 い 等 に 関 し 協 議 又 は 調 整 を 行 う こ と。	議長、副議長、常 任 委 員 会 の 委 員 長 及 び 副 委 員 長、 議 会 運 営 委 員 会 の 委 員 長 及 び 副 委 員 長、 特 別 委 員 会 の 委 員 長 及 び 副 委 員 長 並 び に 図 書 室 委 員 会 の 委 員 長 及 び 副 委 員 長	議長
初顔合わせ会	一般選挙後最初の 議 会 前 に お い て 法 第 百 二 十 一 条 に 規 定 す る 者 の 紹 介 等 を 受 け る こ と。	全議員	知事
世話人会	一般選挙後最初の 議 会 前 に お い て 議 会 の 運 営 に 関 し 協 議 又 は 調 整 を 行 う こ と。	議会運営委員の選 出 会 派 の 代 表 者	世話人会会長(世 話 人 会 会 長 の 職 務 を 行 う 者 が な い と き は、 議 会 事 務 局 長)
予算説明会	予算 に 関 し 説 明 を 受 け る こ と。	全議員	議長(議長の職務 を 行 う 者 が な い と き は、 議 会 事 務 局 長)

図書室委員会	図書室の運営方針 を 決 定 す る こ と。	議長が任命した者	長
			図書室委員会委員 長(図書室委員会 委員長の職務を行 う 者 が な い と き は、 議 長)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十月十四日

埼玉県病院事業管理者 伊 能 睿

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号)の一部
を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「がんセンター及び小児医療センター」を「小児医療セン
ター及び精神医療センター」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年十月十五日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第九号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十月十四日

埼玉県病院事業管理者 伊 能 睿

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号)の一部
を次のように改正する。

別表第二(第十二条関係)精神医療センターの部看護(外来に係る業務を除く。)及び栄養の指導の業務に従事する職員の項を次のように改める。

看護(外来に係る業務を除く。)及び栄養の指導の業務に従事する職員	4週間を平均して1週間について40時間。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を平均して、1週間について当該育児短時間勤務等導並びに看護補助の業務に従う、20時間、24時間又は25時間となるよう、再任用短時間勤務職員にあつては、4週間を平均して、1週間について16時間から32時間までの範囲内で、任期付短時間勤務職員にあつては、4週間を平均して1週間について32時間までの範囲内で管理者が定める時間	上に4週間について8日(育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上)で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)とし、業務の実情に応じ病院長が定める。	上に4週間について8日(育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上)で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)とし、業務の実情に応じ病院長が定める。
----------------------------------	---	---	---

附則

この規程は、平成二十年十月十五日から施行する。

告示

埼玉県告示第千三百五十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方

法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。
平成二十年十月十四日
埼玉県知事 上田清司
申請のあった年月日
平成二十年十月六日
申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子ども大学かわぐさ
三 代表者の氏名
江夏 健一
四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市霞ヶ関北三十二一六
川越市霞ヶ関北自治会館内
五 定款に記載された目的
この法人は、地域の大学の教員と協働して地域の子どもたちに授業を行う子ども大学社会教育事業を遂行することを目的とする。

埼玉県告示第千三百五十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。
平成二十年十月十四日
埼玉県知事 上田清司
申請のあった年月日
平成二十年十月三日
申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人山のめぐみ
三 代表者の氏名
田中 進
四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡ときがわ町大字田中四〇九番地
五 定款に記載された目的
この法人は、広く市民に対し山林や里山の有する緑地資源としての優れた価値及び古来より山村で営まれた循環型社会の形成に資する文化の保存と継承を都市と農村の交流を図りながら啓発し、もって生活文化の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百五十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人木の家だいすきの会

三 代表者の氏名

鈴木 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市東町十一番一―千七百四号

五 定款に記載された目的

この法人は、住まい手と山(木材産地)とのネットワークによるいえづくり、地域の風土に根ざしたいえづくり、及び住まい手とつくり手の顔が見えるいえづくり(以下「木の家だいす

きのいえづくり」という。)の普及を通し、山の緑の保全や自然と共生するいえづくり・まちづくりに貢献することを目的とする。

埼玉県告示第千三百六十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月六日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人ライフプラン相談センター

埼玉県所沢市北秋津七百二十番地一百一

三 代表者の氏名

篠塚 啓三

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市北秋津七百二十番地一百一

五 定款に記載された目的

この法人は、自己又はその家族等のライフプランについて問題をかかえる不特定多数の個人に対して、専門的知識に基づいた的確な助言を行い、かつ顧客の希望するライフプランの実現に対し支援を行うことにより、自己又はその家族等が安心して豊かな生活を送ることを目指し、非営利団体として公益の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

特定非営利活動法人相続相談センター

三 代表者の氏名

篠塚 啓三

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市北秋津七百二十番地一百一

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、自己又はその家族等のライフプランについて問題をかかえる不特定多数の個人に対して、専門的知識に基づいた的確な助言を行い、かつ顧客の希望するライフプランの実現に対し支援を行うことにより、自己又はその家族等が安心して豊かな生活を送ることを目指し、非営利団体として公益の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、自己又はその家族等のライフプランについて問題をかかえる不特定多数の個人に対して、専門的知識に基づいた的確な助言を行い、かつ顧客の希望するライフプランの実現に対し支援を行うことにより、自己又はその家族等が安心して豊かな生活を送ることを目指し、非営利団体として公益の増進に寄与することを目的とする。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マツト荒川プロジェクト

三 代表者の氏名

大久保 和勇

四 主たる事務所の所在地

埼玉県大里郡寄居町寄居千二百六十七番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対し、自然環境及び文化を踏まえたまちづくり事

埼玉県告示第千三百六十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マツト荒川プロジェクト

三 代表者の氏名

大久保 和勇

四 主たる事務所の所在地

埼玉県大里郡寄居町寄居千二百六十七番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対し、自然環境及び文化を踏まえたまちづくり事

業、観光の開発振興事業、青少年育成及び社会教育事業、国際交流事業、その他各事業に付随関連する事業を行い、地域の活性化並びに環境型・共生型社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百六十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.satamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境保全センター

一 ローズ技研

三 代表者の氏名

高島 澄雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市三ヶ尻五千四百六番地

一美野里マンション三百三三号室

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、埼玉県を中心に関東圏を独自開発のシステム及び装置で、自動車及びボイラー等から出る、有害排気ガス・工業性有害排気煙を削減し地球温暖化防止対策の一環として環境保全活動を推進することを目的とする。

(変更後) この法人は、埼玉県を中心に関東圏の自然環境・体内環境・社会環境の保全活動を推進することを目的とする。

埼玉県告示第千三百六十三号

次に掲げる病院は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地
西川口病院	川口市並木二丁目十番八号
順生会病院	春日部市大場二十番地一

埼玉県告示第千三百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

狭山市入間川字井戸窪台の全部、入間川字中平野及び字下平野、大字北入曾字御狩場、大字南入曾字屋敷裏、字本橋場、字出口、字桑原、字的場及び字山王塚の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市まちづくり推進部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年十月十四日から平成二十年十月二十八日まで

埼玉県告示第千三百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

羽生都市計画道路三・四・四号中央及び三・五・十四号宮田通線

二 都市計画を変更する土地の区域

第2本町通線、三・四・八号北部幹線及び三・四・四号中央第2本町通線

イ 追加する土地の区域

なし

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

行田都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

行田市大字長野、大字谷郷、大字小見、大字白川戸、谷郷三丁目及び緑町の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、行田市都市整備部まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成二十年十月十四日から平成二十年十月二十八日まで

埼玉県告示第千三百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

第2本町通線、三・四・八号北部幹線及び三・五・十四号宮田通線

二 都市計画を変更する土地の区域

(三・四・四号中央第2本町通線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域
 羽生市北一丁目、北二丁目、北三丁目及び中央四丁目の各一部
 (三・四・八号北部幹線)

イ 追加する土地の区域
 なし

ロ 削除する土地の区域
 羽生市東四丁目、大字藤井上組字西及び大字稲子字塚原の各一部
 (三・五・十四号宮田通線)

イ 追加する土地の区域
 なし

ロ 削除する土地の区域
 羽生市北一丁目、北二丁目、北三丁目、中央一丁目、中央二丁目、南一丁目、南二丁目及び南三丁目の各一部

三 都市計画変更の縦覧場所
 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、羽生市まちづくり部都市計画課

四 縦覧期間
 平成二十年十月十四日から平成二十年十月二十八日まで

平成二十年十月十四日
 埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称
 羽生都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域
 羽生市北二丁目及び三丁目、中央四丁目及び五丁目、南二丁目及び三丁目、東四丁目、五丁目及び六丁目並びに大字藤井上組の各一部

三 都市計画の変更の縦覧場所
 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所及び羽生市まちづくり部都市計画課

四 縦覧期間
 平成二十年十月十四日から平成二十年十月二十八日まで

埼玉県告示第千三百六十八号
 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十月十四日
 埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量
 県立誠和福祉高等学校外5校コンピュータ教室用機器等貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県教育局県立学校部高校改革推進室 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
 平成20年8月28日

4 落札者の氏名及び住所
 N T T フォーテックス株式会社 東京都港区芝浦1丁目2番1号

5 落札金額
 59,541,930円

6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

7 入札の公告を行った日
 平成20年6月27日

埼玉県告示第千三百六十九号
 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十月十四日
 埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量
 教務事務システム開発業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校1T推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
 平成20年8月5日

4 落札者の氏名及び住所
 株式会社オーク情報システム 東京都墨田区堤通1丁目19番9号

5 落札金額
 33,600,000円

6 契約の相手方を決定した手続
 総合評価一般競争入札

7 入札の公告を行った日
 平成20年5月20日

埼玉県告示第千三百七十号
 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年十月十四日
 埼玉県知事 上田清司

1 調達内容
 (1) 購入等件名及び数量
 総合捜査情報システムサーバの貸借 一式
 (2) 調達案件の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 (3) 履行期間

平成21年1月1日（木）から平成25年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所
埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部

総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2244 フラクシ
ミリ048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年11月28日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年11月27日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成20年11月28日（金）午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成20年11月21日（金）までに提出し、競争入札参加資格（2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。

(4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成20年10月20日(月)までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Synthetic system server of investigation information.

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m., November 28, 2008 By mail; 5:00 p.m., November 27, 2008 In person; 5:00 p.m., November 27, 2008

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Head-quarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2244

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月十四日
埼玉県東松山県土整備事務所長
亀井清司

一 許可番号
平成二十年四月二十一日
第一九〇一八〇〇号

二 検査済証番号
平成二十年十月七日
第二一〇〇〇六七号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡滑川町大字月輪字中道南
一三四四一四五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
日高市大字下鹿山四九四 こま川団
地二街区一一棟二〇三号
鈴木剛

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月十四日
埼玉県東松山県土整備事務所長
亀井清司

一 許可番号
平成二十年十月一日
第二一〇〇〇三三二一号

二 検査済証番号
平成二十年十月九日
第二一〇〇〇七二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡吉見町大字谷口字矢筑一五五
一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東松山市大字上野本四六〇一六
皆川秀之

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	秩父市大野原字黒草一三三七番二地先から同市大野原字黒草一三三三番一地先まで		一五・二二 二四・一七	一六六・〇二	道路法第二十四条に基づく承認工事による拡幅
旧			一二・八七 二三・九六		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新B	久喜市大字下早見字内谷一六七五番二地先から同市大字下早見字大谷一六六二番一〇地先まで		一五・三〇 二五・六〇	四二七・〇〇	平成二十年八月十五日、埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十八号で予定された引き継ぎの処理であり、旧Aは国道四百六十八号として引き継ぐ。
旧B			六・八〇 一三・二〇	一五四・二〇	
旧A					

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百二十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年七月二十二日

指令杉整第二〇〇〇四一〇号

二 検査済証番号

平成二十年十月六日

杉整第九六六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字上内字権名一八五三一、一八五四一、一八五五一、一八五六一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町大字上内四七八番地
わし宮団地二街区二八棟三〇六号
松岡 操代

埼玉県病院事業告示第百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年十月十四日

埼玉県病院事業管理者 伊 藤 豊

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

灯油 J I S 1号 592,100 ℓ

(2) 納入期間

平成20年12月1日から平成21年1月31日まで

(3) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100 埼玉県立小児医療センター

エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の販売」のA又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等に係る指名停止措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 国(公団を含む。)又は地方公共団体と、今回競争入札に付する物品等の納入実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂 電話048-822-1748(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手順

ウ 埼玉県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/>)を開く

エ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

オ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入り口」を選択する。

カ 「入札情報公開システム」を選択する。

キ 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。

ク 「物品等」を選択する。

ク 「発注情報の検索」を選択する。

- (2) 検索ボタンをクリックする。
- (2) 本入札案件を選択する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県病院局経営管理課 平成20年10月17日（金） 午前11時00分
- (4) 入札・開札の場所及び日時
入札の場所及び日時
埼玉県病院局経営管理課 平成20年11月25（火） 午前11時00分
開札の場所及び日時
埼玉県病院局経営管理課 平成20年11月25日（火） 午前11時15分
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当
平成20年11月21日（金） 午後5時（必着）
- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金
契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の認定を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (7) 手続における交渉の有無
無
 - (8) その他詳細は、入札説明書による。
 - 5 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Kerosine JIS(No.1) 592,100 ℓ
(2) Time-limit for tender: 11:00 a.m. 25, november, 2008. (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. 21, november, 2008)
(3) Contact Information: Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawaku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748
- ~~~~~
- 埼玉県病院局局長 藤田十一郎
 埼玉県競争入札委員会を次のよびの招集による。
 平成二十年十月十四日
 平成二十年十月十五日 午前十時
 埼玉県競争入札委員会 加藤 憲

三 議題

イ 埼玉県議会議員補欠選挙(東第八区)について
 ロ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八―八二四―二二―一(代表)
	埼玉新聞サービスセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六二―二九〇―二(代表)